

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 1月の主な成立法令一覧（12月後半成立）
3. 1月の主な発刊書籍一覧
4. 発刊書籍<解説>

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

(1) 最三判平成14年9月24日判時1800号31頁、金法1662号65頁 平成14年

（受）第432号 遺言無効確認請求事件

（法務速報18号4番で紹介済）

1 民法970条1項3号に規定する筆者とは、遺言者以外の者であって、実際に遺言書を筆記したものを言うのであり、遺言書がワープロで印字されている場合には、原則としてワープロを操作したものが筆者に当たると解するのが相当である。

2 秘密証書遺言につき、同法970条の要件が欠ける場合には、自筆証書遺言としての効力が認められない限り遺言としては無効とするのが同法の趣旨である。

(2) 東京高判平成12年7月19日判タ1104号205頁 平成12年（ネ）第1447号 建物収去土地明渡請求控訴事件

親の所有する土地に子が建築した建物が存在する場合に、当該親が当該子に対して、当該建物を建築して無償で使用することを承諾し、かつ、当該子の妻に対しても同様の承諾をしたとして、建物所有を目的とする使用貸借契約の成立を認め、子の死亡後の子の妻に対する建物収去土地明渡請求を棄却した事例。

(3) 大阪高判平成13年11月7日判タ1104号216頁 平成12年（ネ）第3622号、第3623号損害賠償請求控訴事件

本件建物の建築確認申請書に、自らを工事監理者として記載してこれを提出し、建築確認を受けた本件建築士は、建築確認申請書に添付した図面と同一の建築物が建築されるように監理しなければならなかったにもかかわらず、これを怠ったものであり、建築基準法に違反する本件瑕疵のある本件建物が建築されたことによる本件原告の損害について、不法行為責任を負う。

(4) 東京高判平成14年2月13日金法1663号83頁 平成13年（ネ）第5486号

1 カードローン契約に基づいて銀行から交付を受けたカードが盗難され、何者かが同カードを使用して銀行から貸付（カードローン）を受けた場合、銀行が契約者に対してカードローン契約上の債権を主張するには、民法478条を類推適用し、カードを提示して貸付を受けた者が権限のない者であることを知らず、これを知らないことに過失がないことを要する。

2 顧客側のカードの保管及び暗証番号の選択等についての過失の有無は、銀行のカードローン契約上の債権の有無の判断に影響を及ぼさない。

(5) 東京地判平成13年2月7日判タ1099号233頁 平成5年（ワ）第15483号 損害賠償請求事件

銀行の従業員が、顧客に対し、銀行から資金を借り入れて不動産を購入する方法による相続税対策を勧誘した際に、借入金の利率に関して実際より低い虚偽の説明をした事実が認定され、貸付利率は顧客が本件相続税対策を実行するか否かの判断において最も重要な要素であって、本件顧客が実際の貸し付け金利を知っていれば、相続税対策をしなかったことが推測されるのであり、専門家たる銀行員が貸付利率につき虚偽の内容を告げたことは、詐欺とも評価しうるもので、銀行に信義則上要求される説明義務違反があったとして不法行為責任（売買代金及び仲介手数料相当額の損害賠償）が認められた事例。

(6) 東京地判平成14年1月28日判タ1099号226頁 平成12年（ワ）第9733号 損害賠償請求事件

ラグビーの伝統校であるH高校ラグビー部に所属していたXらが、同校を設置する学校法人及び当時のラグビー部部長を被告として、これらが平成8年に発生した同校ラグビー部員間の暴行事件に関して、同11年に東京都高等学校体育連盟に対し同校ラグビー部の公式戦の出場を1年間辞退するとの届出（以下「本件決定」という。）をしたことは、学校長及び部部長の裁量権を逸脱した不合理、不当な行為でありこれによりラグビー公式戦に出場するという法的利益を侵害されたなどとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案で、本件決定は本件ラグビー部の暴力的体質を改善するという合理的な目的でなされたものであり、公式戦辞退の期間を1年間としている点についても長すぎず合理性を欠くことまでは言えず、手続面についても、本決定は学校長の学校教育法に基づく教育課程を編成、執行する権限の行使としてされたもので本来父兄等に事前に説明する必要のない事項であること、のみならず、学校長が本決定に当たり、理事長、理事、教頭と協議しこれらの意見を聴取したうえで決定したことに照らすと何ら問題は認められず、Xらの請求には理由がないとして請求が棄却された。

(7) 東京地判平成14年1月30日金法1663号89頁 平成12年（ワ）13874号

信託銀行が、不動産を対象とした金融商品の販売をするにあたって、当該商品が「共有持分権方式」と「信託方式」を合わせた新しい不動産運用システムであり、また、本件信託契約においては、契約期間中においては委託者は契約を解除できないと

の規定があったので、信託銀行は、商品の利益だけでなくリスク面についても十分な説明を行うべき義務があったにもかかわらず、販売担当者は十分な説明を怠ったから、商品を販売した信託銀行は民法709条、715条により損害賠償責任を負うとされた事例。

(8) 東京地判平成14年2月19日判タ1099号217頁 平成11年(ワ)第18148号  
預金返還請求事件

1 盗まれた預金通帳と届出印による法人格なき団体Aの代表者X1名義の預金の払い戻しにつき、銀行の担当者が、払い戻し手続きをしている者が預金者本人ではないと思いつつ、漠然と口座名義団体の職員であると考えて、身分証明書の提示を求めたり生年月日や電話番号などを尋ねることもなく払い戻しに応じたことと認定し、所轄の警察署から窃盗団による不正引出事件が多発していたことを事前に知らされていたことや、払い戻しが預金残高の大部分を現金で引き出すもので高額であったことなどの事情をも併せ考えると、銀行に過失がなかったとはいえないとしてX1の払い戻し請求が認容された。

2 盗まれた預金通帳と届出印による法人格なき団体Bの代表者X2名義の預金の払い戻しにつき、銀行の担当者が払い戻し手続きする者に対して面前で届出住所の記載を求めたところ、この者が慌てることなく自然な態度でその場で何も見ずに届出住所を記載したこと等の事情から担当者に過失がなかったとして、X2の払い戻し請求が棄却された。

※上記1につき控訴審で取り消され原告X1の請求が棄却された(平成14年(ネ)第1511号 預金返還請求控訴事件)

(9) 東京地判平成14年2月22日金法1663号86頁 平成13年(ワ)19408号

銀行預金債権を含む包括遺贈の遺言について遺言執行者がある場合、遺言執行者は、遺言執行行為として、銀行に対し預金の払戻請求をなす権限を有する。

(10) 東京地判平成14年3月8日判時1800号64頁 平成11年(ワ)24039号損害賠償請求事件

買主である原告と売主である被告の双方が錯誤に陥って売買契約を締結した場合は、契約を有効にして保護すべき利益が被告にあるとはいえないから、民法95条但書は適用されないと解するのが相当である。したがって、原告(買主)に重過失があるから錯誤を主張できないとの被告(売主)の主張は失当である。

#### 【商事】

(11) 最一判平成14年10月3日判時1800号161頁 平成14年(受)310号 保険金請求事件(法務速報18号10番で紹介済)

1 被保険者が保険契約者又は保険金受取人の故意により死亡した場合には死亡保険金を支払わない旨の生命保険契約上の免責条項は、被保険者を故意に死亡させた第三者の行為が、公益や信義誠実の原則に照らして保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものとして評価される場合を含む。

2 会社が保険契約者兼保険金受取人である生命保険契約の被保険者を取締役が故意に死亡させた場合は、1の場合にあらず保険者は免責されない。

#### 【知財】

(12) 東京高判平成13年11月29日判タ1104号259頁 平成13年(ネ)第959号、損害賠償請求控訴事件

特許発明の主要な構成に対応する主要な部品を交換するなどして、修理等の域を超えて、実施対象を新たに生産するものと特許法上評価される行為、すなわち、特許発明の主要な構成に対応する主要な部品の交換等により特許権者等が譲渡した特許製品に含まれる実施対象と同一のものとはみなされなくなるものを生産する行為は、もはや単なる修理やオーバーホールということではできず、特許権者等が本来専有する実施権である、特許発明の実施対象を生産する行為に該当し、この新たな生産行為について、当該特許権の効力が及ぶのは当然である。

(13) 東京高判平成14年12月16日 最高HP 平成13年(行ケ)85号 実用新案権

試作段階にあったものを評価・試験という特別の目的で極めて少量を特定の者に対して提供し、交渉担当者がこれをサンプル品であると認識していたとしても、出願日前から通信販売及び店頭販売に供されたので新規性を喪失した。

(14) 東京地判平成14年12月26日 最高HP 平成12年(ワ)22457号 不正競争

原告の登録派遣スタッフ管理名簿及びこれに基づいて被告らが作成した被告会社の登録派遣スタッフ管理名簿は、被告A Bら両名が不正の目的で開示し、営業秘密の不正開示行為であることを知ってこれらの情報を被告会社が取得して使用したものであるかが争われた。被告は、これらの行為は自由競争の範囲内の社会的相当性を有する行為であり何ら違法性がないと主張したが、複数の派遣会社に重複登録してより条件のよい派遣先を求めて、どこの派遣会社に登録するかは派遣スタッフの自由意思の問題であるからといって、不正競争防止法上の営業秘密に属する他社の情報を不正開示行為が正当化されるものではないとして、裁判所はこの主張を退けた。

#### 【民事手続】

(15) 東京高判平成14年9月25日金法1662号67頁 平成14年(ネ)990号

会社更生手続において、債権届出期間経過後に相殺適状となり、更生債権者が対当額での相殺への期待を有しているとしても、それを理由として、当該更生債権を更生担保権として扱うことはできない。

(16) 名古屋地判平成14年8月8日判時1800号150頁 平成11年(ワ)第4535号

損害賠償請求事件

1 株主代表訴訟を提起しうる株主の資格としての株式の保有は、訴訟提起の要件であるにとどまらず、訴訟の進行要件でもあり、当該訴訟の口頭弁論終結時まで継続

して満たしている必要がある。そうすると、係属中の株主代表訴訟の途中で株式の譲渡等により株主たる地位を喪失した者は、もはや当該会社の取締役の責任を追及することにつき利益を有せず、株主代表訴訟の原告適格を喪失することになる。

2 通常の株主代表訴訟が適法に提起された後、株式移転により完全親会社が設立されたことにより株主の地位が変動した場合であっても、当該株主は被告とされていた取締役の属する会社の株主の地位を喪失したのであるから、これにより、当該株主は株主代表訴訟における原告適格を喪失する。

#### 【経済法】

(17) 東京高判平成14年6月7日判タ1099号88頁 平成13年（行ケ）第454号 審決取消請求事件

Aが製造販売しているイオン式の家庭用空気清浄機の販売のためのパンフレット等において、「フィルター式では集塵が難しい微細なウイルスやバクテリア、カビの胞子、ダニの死骸の碎片までもホコリと一緒に捕集します。」等と記載したことにつき、不当景品類及び不当表示防止法第4条第1号違反が問擬された事案において、同条同号にいう「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指しているものであり、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えているものであるかどうかは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることは通常ないであろう認められる程度に達する誇大表示であれば、「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示にあたるものとして、当該表示を誤認して顧客が誘引されるかどうかは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などにより判断されると解し、本件表示は本件清浄機が他のフィルター式空気清浄機よりも集塵能力が高く、また、室内の空気中のウイルスを実用的な意味で有効に捕集する能力を有しているとして一般消費者に誤認される表示であり、一般消費者において本件清浄機が、フィルター式空気清浄機よりも集塵能力が劣り、室内の空気中のウイルスを実用的な意味で有効に捕集する能力を有するものではないという事実を知っていれば、通常は本件清浄機の取引に誘引されることはないであろうと認められるから、本件公告の表示は「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示にあるとされた。

#### 【公法】

(18) 最三判平成14年7月2日判タ1104号156頁 平成10年（行ヒ）第51号、損害賠償代位請求事件

→法務速報15-26で、紹介済（最高裁HP）

(19) 最一判平成14年7月18日判タ1104号147頁 平成12年（行ツ）第191号 損害賠償等、恩給請求棄却処分取消請求事件

→法務速報16-25で、紹介済（最高裁HP）

(20) 最一判平成14年7月18日判タ1104号150頁 平成12年（行ヒ）第76号、第77号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号、損害賠償代位請求事件

→法務速報16-24で、紹介済（最高裁HP）

(21) 最一判平成14年7月18日判タ1104号153頁 平成13年（行ヒ）第104号、損害賠償請求事件

→法務速報16-23で、紹介済（最高裁HP）

(22) 最三判平成14年12月17日 最高HP 平成13年（行ツ）第205号、平成13年（行ヒ）第202号 特別土地保有税に関する更正請求否認処分取消等

1 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課されるものであるところ、土地の取得に対するものは、いわゆる流通税に属し、土地の移転の事実自体に着目して課されるものであり、土地に対するものは、いわゆる財産税に属し、取得に引き続いて土地を所有している事実自体に着目して課されるものであって、いずれも土地の取得者又は所有者がその土地を使用、収益、処分することにより得られるであろう利益に着目して課されるものではないから、地方税法585条1項にいう土地の取得とは、所有権の移転の形式により土地を取得するすべての場合を含み、取得の原因となった法律行為が取消し、解除等により覆されたかどうかにかかわらず、その経過的事実に則してとらえた土地所有権取得の事実をいう。

2 原審が棄却判決をした予備的請求に係る訴えが主位的請求と重複しているため不適法でその不備を補正することができないものである場合には、上告裁判所は、同訴えを却下する前提として原判決を破棄する判決を口頭弁論を経ないですることができる。

(23) 福岡高判平成12年8月30日判タ1104号172頁、平成10年（ネ）第820号、損害賠償請求控訴事件

公園利用者の安全について配慮すべき義務がある本件公園の設置、管理者は、本件事務現場について、落石、落木の可能性のある危険箇所として立て札を立てて注意を喚起したり、あるいは立入禁止にするなどの措置をとらなかつた点で安全配慮、務違反の責任がある。

(24) 東京高判平成14年6月27日判タ1104号177頁 平成14年（行コ）第73号 損害賠償請求控訴事件

1 本件被告は、資金前渡の方法による支出について、その清算書の審査という支出行為を完結させる財務会計上の行為をおこなう権限を法令上本来的に有しており、補助職員である副収入役に専決させているものであるから、地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」に該当する。

2 本件支出は、町会の祭礼等の際に贈答した慶祝用清酒代にあてられたもので、その金額もそれぞれ4000円に満たないものであるから、区政協力団体の行事に係る儀礼的経費の支出として、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとはいえず、適法なも

のというべきである。

【刑事法】

(25) 最一判平成14年7月1日(判例タイムズ1104号161頁、平成13年(あ)第1728号、盗品等処分あっせん被告事件)

盗品等の有償の処分のあっせんをする行為は、窃盗等の被害者を処分の相手方とする場合であっても、被害者による盗品等の正常な回復を困難にするばかりでなく、窃盗等の犯罪を助長し誘発するおそれのある行為であるから、刑法256条2項にいう盗品等の「有償の処分のあっせん」に当たると解するのが相当である。

【国際私法】

(26) 東京高判平成12年7月12日判タ1099号250頁 平成12年(ネ)1566号 土地所有権移転登記等請求控訴事件

双方とも台湾籍を有する夫婦の離婚請求事件における財産分与について、日本国籍を有しない夫婦の財産分与の準拠法は旧法例(平成元年法律27号改正前の法例)16条によれば夫の本国法であり、本件においては夫の本国法である中華民国民法が適用されるどころ、同民法には財産分与を認めた規定がなく離婚の際になされた財産分与の有効性が問題となったが、公序を定めた旧法例30条を適用し、財産分与を認めない中華民国民法の適用を排除して、日本民法によりその成立及び効力が認められた事例。

2. 1月の主な成立法令一覧(12月後半成立)

種類 提出回次 番号  
議案件名

・衆法 155 7

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

・・・特定非営利活動の設立認証申請手続の簡素化、暴力団を排除するための措置強化を改正する法律

・衆法 155 8

戸籍法の一部を改正する法律

・・・社会問題となった不実の記載やその訂正がされた戸籍を再製するための法律

・閣法 155 55

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律

・・・ ※

・閣法 155 56

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

・・・ ※

・閣法 155 57

会社更生法

・・・更生会社の財産保全措置の充実、更生手続開始原因の緩和、更生計画案の早期提出義務・可決要件緩和等、会社再建の手法を整備する法律

・閣法 155 58

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

・・・会社更生法の施行に伴い、証券取引法その他の関係法律の規定を整備する法律

・閣法 155 59

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・被選挙権に関する3ヶ月の住所要件に関し統廃合された市町村に住した期間を通算する等の改正

・閣法 155 60

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

・・・平成15年3・4・5月に満了となる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日を統一する法律

・閣法 155 61

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

・・・破綻金融機関の資金決済確保を図るため、預金保険機構の業務の範囲や決済用預金に係る保険料の額等を定めた法律

・閣法 155 62

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法

・・・経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関の根抵当権の譲渡や優先出資の発行等の特例を定めた法律

・閣法 155 63

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

・・・経営困難農水産業協同組合の資金決済の確保に関して、貯金者・債権者の保護するための法律

・関法 155 69  
構造改革特別区域法  
・・・地方の特性に応じた多様な規制を実施するための特別区制度を導入する法律

・関法 155 70  
電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律  
・・・原発等の定期自主検査や評価結果の記録・保存義務、違反に対する罰則の引上げ等を定めた法律

注1：独立行政法人の組織に関する法律の紹介は割愛します。  
注2：※は、独立行政法人と類される組織です。

---

### 3. 1月の主な発刊書籍一覧 ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・デジタル著作権を考える会著 ソフトバンクパブリッシング 338頁 ¥2800  
デジタル著作権 ……★

・山口迪彦・@信山社出版 344頁 ¥6800  
イエーリング法学論集

・青山満 中央経済社 200頁 ¥2600  
医療過誤・医療事故の予防と対策 病・医院の法的リスクマネジメント

・松本弘之・西谷 敏・守屋健一編 信山社出版 512頁 ¥15000  
インターネット・情報社会と法 日独シンポジウム

・近藤光男 中央経済社 400頁 ¥3600  
最新株式会社法

・勝野義孝 文真堂 580頁 ¥12381  
生命保険契約における信義誠実の原則 ―消費者契約法の観点をとおして―

・増田英敏 成文堂 358頁 ¥3000  
租税憲法学

・松谷修身 中央経済社 304頁 ¥3900  
独占禁止法と民事救済制度

・菅久修一・小林 涉編著 商事法務 262頁 ¥4200  
平成14年独占禁止法の解説 一般集中規制と手続規定等の整備

・萩原金美 商事法務 203頁 ¥4000  
法の支配と司法制度改革

・肥後達男編 税務研究会出版局 824頁 ¥1800  
所得税 確定申告の手引 [平成15年3月申告用] ……★

---

### 4. 発刊書籍<解説>

---

・デジタル著作権  
現行法の解釈によってデジタル著作権を規制・保護していることの問題を法律家、実務家のみならず、当該分野で活躍している作家やCGデザイナー等も執筆陣に加え、実際の現場で起きている様々な問題を紹介している。アメリカにおける同問題の運用などの紹介等、時事的な研究書としての性格も有するが、クリエイターの執筆部分に一読の価値がある。

・所得税 確定申告の手引 [平成15年3月申告用]  
確定申告の実務用に編集された所得税法の体系的解説書。実務家以外が手引き書として使用するにはやや難解であるが、定義の説明や事例の挿入、計算式の例などが充実しており、同法の知識修得書としての価値は十分にある。巻末には申告書類の記載例等がカラーで紹介されている。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---